

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月24日 20時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港南方沖 糸満港南水路第1号灯浮標から真方位055°270m付近 (概位 北緯26°06.8′ 東経127°39.1′)
事故の概要	漁船第七真衣香丸は、北東進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年10月25日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七真衣香丸、4.91トン ON3-100190（漁船登録番号）、個人所有 第296-18157号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約105cm 日没時刻：17時54分
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、約2～3ノットの対地速力で、‘糸満漁港南方沖の水路’（以下「本件水路」という。）の緑色の灯光（糸満港南水路第1号灯浮標）を左舷方に見て通過し、船首方に見えた赤色の灯光（糸満港南水路第4号灯浮標）と緑色の灯光（糸満港南水路第5号灯浮標）の間を船首目標として糸満漁港に向けて手動操舵により北東進中、ウエンチと称する浅礁に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本件水路を夜間に航行した経験がなく、ふだん、本件水路付近の浅礁域を目視で確認しながら航行していた。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターを起動していたものの使用しておらず、航路標識の灯光を目視で確認していれば本件水路を安全に航行できると思っていた。</p> <p>海図W1276（糸満漁港）によれば、糸満漁港南方沖にクラントガイ、ウエンチなどの干出浜（さんご礁）がある。</p>
分析	本船は、船長がGPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、糸満漁港南方沖のウエンチと称する浅礁に向けて航行していることに気付かず、同浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長がGPSプロッターを活用して船位の確認を

	行っていなかったため、本船が糸満漁港南方沖のウエンチと称する浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域でもGPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。